

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、当法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(コンプライアンス担当理事)

第3条 当法人はコンプライアンス担当理事を置く。

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事の中から、理事会の決議により理事長が任命する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

4 コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、当法人のコンプライアンスの状況について、定期的に報告するものとする。

(報告・連絡体制)

第5条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、実施する。

3 不祥事件については、法令等に従い、発生後遅滞なく行政庁に届け出る。

(コンプライアンスのための教育)

第6条 当法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。